

青森市事業継続支援緊急対策事業補助金(自己所有物件事業者感染防止協力支援) Q&A

【補助対象者等】

1	〇〇を営んでいるが、対象となるか。	営んでいる事業がどの業種に該当しているかについては、政府統計の分類検索システム(https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10)によりキーワード検索し、ご確認ください。
2	「青森市内に本店を有する」とはどういう意味か。	「市内に本店登記を行った法人」または「市内に住民票上の住所がある個人」をいいます。
3	複数の事業を行っている場合、主たる業種は何になるのか。	1つの事業所において複数の経済活動を行っている場合は、主要な活動(例えば、利益や売上高などの最も大きいもの)によって決定します。例えば、1つの事業所において、パーマメント等のサービスを提供する美容業(売上:150万円)と関連化粧品等を販売する小売業(売上:60万円)を行っている場合、売上げの多い美容業に分類されます。
4	「常時使用する従業員」とは何か。	労働基準法第20条の規定に基づく従業員(あらかじめ解雇の予告を必要とする者)であり、同条の規定が適用されない同法第21条各号に規定する次の者以外の者が「常時使用する従業員」となります。 一 日雇い入れられる者 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者 四 試の使用期間中の者 これらの者であっても、引き続き使用される場合には、「常時使用する従業員」に該当する場合があります。
5	本社が市外の場合でも対象となるか。	市内に店舗等を有している場合は対象となります。
6	青森市既存の事業継続支援緊急対策事業補助金(令和2年7月1日実施)の交付を受けたが、今回の補助金の対象となるか。	対象となります。また、青森市事業継続支援緊急対策事業補助金(令和2年7月1日実施)の交付を受けた者については、本申請に添付する事業者であることの確認書類が省略可能です。

【補助対象経費等】

1	青森市既存の事業継続支援緊急対策事業補助金(令和2年7月1日実施)の交付を受けたが、請求額について再度計算が必要か。	手元に青森市事業継続支援緊急対策事業補助金(令和2年7月1日実施)の交付決定通知書がある場合は、当該通知書に記載された交付決定額×2の額が今回の申請金額となります。お手元に通知書が無い場合は、調べる事が可能ですので、お問い合わせください。
2	居宅兼店舗(事業所)は対象となるか。	主に居宅として利用されている物件は対象になりません。 なお、主に店舗(事業所)として利用され、間仕切り等により物理的に明確に区分されている場合に限り対象となりますが、店舗部分の面積で案分した金額が補助の対象経費となります。面積がわかる書類及び明確に区分けされていることがわかる図面・写真等を提出してください。

【申請手続等】

1	申請書を市ホームページ以外で入手することはできるのか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市ホームページに掲載している申請書を印刷していただきたいと考えています。
2	申請書は郵送ではなく、窓口を持参してもよいのか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則、郵送願います。
3	法人番号がわからないので、記載しなくてもよいのか。	国税庁の法人番号公表サイト(https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/)で商号または名称を入力して検索すると法人番号がわかります。
4	法人ではない個人事業主は法人番号欄に何を記載すればよいのか。	何も記載しないでください。
5	申請内容に虚偽の記載があった場合はどうなるのか。	申請内容に虚偽の記載があることを補助金の交付前に把握した場合は、補助金の不交付決定を行います。補助金の交付後に把握した場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付済み補助金については返還を命じます。仮に、納期限までに返還いただけなかった場合には、延滞金を付して納付していただくこととなり、返還いただけない場合には、訴えを提起することになります。
6	市外に住所を有する個人だが、添付する住民票の写しは、広域交付住民票の写し※でも対応は可能か。	対応可能です。 ※住所地以外の市区町村が発行する住民票
7	市外に住所を有するが、所在する自治体では完納証明書の発行を行っていない場合はどうすればよいのか。	自治体により、税に未納がないことの証明書等呼び方が異なる場合がありますが、同一の内容を証明する書類であれば対応が可能です。詳しくは、所在する自治体の税担当部署にお問い合わせください。
8	賃貸借契約書は住所・金額がわかるページのみでよいのか。	全てのページの写しを提出していただきます。
9	口頭での契約のため、賃貸借契約書がないが、申請することは可能か。	家賃月額 および 店舗等の所在地を確認するために賃貸借契約書の写しをご提出いただくこととしておりますので、賃貸借契約書がない場合は、本制度の対象外となります。
10	申請者と所有者が異なる場合は対等となるか。	原則、申請者本人(個人・法人)が所有する店舗・事業所で事業を行っている事業者を対象としているため、対象外となります。ただし、個人事業主の場合、事業者本人と一体となって事業を実施している配偶者、親子の所有である場合は対象となります。
11	自己所有物件と賃貸借物件で事業を実施しているが、事業継続支援緊急対策事業補助金(家賃追加支援)と2制度への申請は可能か。	可能です。なお、本制度と事業継続支援緊急対策事業補助金(家賃追加支援)の2制度に申請される場合、1事業者あたり2制度合算で3事業所・店舗までが対象です。申請前にご確認、お問い合わせの上、申請してください。